

令和4年12月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和4年12月16日(金) 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時59分

場所 第3委員会室

出席委員 松澤正委員長

杉田茂実副委員長

浅井明委員、立石泰広委員、新井一徳委員、梅澤佳一委員、

岡村ゆり子委員、岡重夫委員、石渡豊委員、辻浩司委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

廣川達郎税務局長、谷戸典子人財政策局長、新井哲也契約局長、

片桐徹也人事課長、齊藤浩信職員健康支援課長、須田茂利文書課長、

松澤純一学事課長、黒澤純税務課副課長、田中秀幸個人県民税対策課長、

平岩亮司管財課長、伊藤佳子統計課長、森田克枝総務事務センター所長、

江口昌稔行政監察幹、小川裕嗣入札課長、島崎二郎入札審査課長、

渡邊和貴県営競技事務所長

黒澤万里子秘書課長

細野正人事委員会事務局長、

澁澤幸人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、山岸盛三任用審査課長

大熊聡議会事務局総務課長

[県民生活部関係]

真砂和敏県民生活部長、市川善一県民スポーツ文化局長、

田沢純一県民共生局長、浅見健二郎参事兼広報課長、小田恵美県民広聴課長、

田辺勝広共助社会づくり課長、川端秀治共生推進幹、加来卓三文化振興課長、

久保佳代子国際課長、廣川佳之青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、

若松孝治消費生活課長、菅原誠防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第138号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち 総務部関係	原案可決
第141号	令和4年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第 1号）	原案可決
第149号	個人情報の保護に関する法律施行条例	原案可決
第151号	指定管理者の指定について（埼玉県立武道館）	原案可決
第152号	指定管理者の指定について（埼玉県生活科学センター）	原案可決
第168号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正 する条例	原案可決
第169号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第171号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち 総務部関係	原案可決
議第35号	埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第7号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆき とどいた教育をもとめる私学助成についての請願	不採択

報告事項（総務部関係）

私立幼稚園の処遇改善事業について

【知事提出議案に対する質疑（総務部関係）】

浅井委員

知事等の期末手当の支給割合を0.05月引き上げることによる影響額は幾らか。

人事課長

条例本則上の影響額は、約710,000円である。なお、今年度末まで知事の期末手当は特例で支給しないこととなっており、これを踏まえた影響額は、約610,000円である。

立石委員

子供の安心・安全対策事業の登園管理システムとは、どのようなシステムか。

学事課長

「登園管理システム」は、パソコン、タブレット、スマートフォンなどで園児の登園状況を先生が一覧で確認できるものが想定される。「ICTを活用した安全対策機器」は、例えば、園児の通園バッグや名札にICタグを搭載しておき、ゲートを通過すると登園管理システムに反映されるものが想定される。

立石委員

どのようなものを導入するかは、設置者が決めるということか。

学事課長

これから国の補助要綱が定められ、その中で仕様が決まると考えている。この仕様を満たせば、補助対象となる。

岡村委員

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例を受けて、「性的指向」や「性自認」の個人情報に条例要配慮個人情報になるのかと思うが、どのように取り扱われるのか。

文書課長

性的指向や性自認の個人情報を保有する際、法の定める要配慮個人情報と同様に、情報を本人が確認できるようにする。また、情報漏えいの際、一般の個人情報であれば100人以上の漏えいがあった場合に個人情報保護委員会に報告するが、条例要配慮個人情報は1人の個人情報の漏えいであっても報告することとなる。また、原則、非公開であり、情報を取り扱う実施機関は、一般の個人情報よりも厳格に取り扱うことが義務付けられる。

岡村委員

性的指向や性自認は、当事者に確認をしないと分からない。例えば、書式の性別の記載をなくすことは考えているのか。逆に、隠されていると職員の中で差別や区別にならないかと思うが、どのように管理していくのか。

文書課長

基本的には、一般の個人情報と同様、公務員には守秘義務がある。性的指向を知ることになった場合も、ルールを守り、一般の個人情報と同じように取り扱う。センシティブな情報であるため、漏れないようしっかり管理していく。

岡村委員

性別の記載をなくすことまでは今は考えていないのか。

文書課長

例えば、人事関係において、扶養手当の受給や結婚休暇の取得の取扱いを検討しているが、妻、夫、その他の欄を設けるのかなどについては、今後、慎重に検討していく。

辻委員

個人情報の保護に関する法律施行条例についてであるが、従来、個人情報保護条例を制定していた自治体においては、個人情報保護法に組み込まれることで、これまで条例で規定してきた個人情報の保護が弱まるのではないかと指摘が国会の論戦の中であったと聞いている。埼玉県では、個人情報保護法の改正によって、個人情報の保護が弱まることはないのか。

文書課長

現行の埼玉県の個人情報保護条例は、従前の国の行政機関個人情報保護法の規定とおおむね同様の規定となっている。今回の改正個人情報保護法により、行政機関と都道府県に適用される規定については、従前の国の行政機関等の個人情報保護法とおおむね同様の規定となっている。したがって、改正個人情報保護法と現行の個人情報保護条例はおおむね同様の内容であるため、後退することはない。

岡委員

子供の安心・安全対策事業の「ICTを活用した安全対策機器」についてだが、バスの中に取り残されてしまった場合、システムで確認できるのか。

学事課長

ICTタグは、出欠情報の確認に使用される。例えば、園児の保護者からの出欠連絡と、登園管理システムと連携したICTタグによる出欠情報が不一致である場合、教員や保護者に確認をとる、といった使用方法が想定される。また、GPSを搭載している機器もあり、これであれば、バスの中に取り残されていることが確認できる。ICTタグだけでバス内に置き去りにされているかどうかは分からないが、複数の手段を組み合わせることで置き去り防止の一助になると考えている。

岡委員

ドライバーの負担は軽減されることになると思うが、最終的にはドライバー等による二重の確認も重要だと考えるが、どうか。

学事課長

ICTタグ等はヒューマンエラーを防止するためのサポート機器であり、ドライバーの使

命感が非常に重要である。ドライバーは、船舶であればキャプテンに相当し、安全管理へ高い意識を持っていただく必要がある。あらゆる機会を捉えて、危機意識の維持・向上を働き掛けていきたい。

柳下委員

- 1 個人情報の保護に関する法律施行条例は、デジタル改革関連法の施行に伴い、これまで各自治体が個別に定めていた個人情報保護条例を廃止して、個人情報保護を一本化するためのものである。その狙いは、行政が保有する個人情報を企業の利益のために企業に提供するというものだと思う。匿名加工した個人情報のため、個人が特定されないとしているが、2017年から始まっている行政の非識別加工情報制度で、実際に企業に提供されたのは、住宅ローンフラット35を扱う住宅金融支援機構から住信SBIネット銀行へ、住宅ローンのAI審査のモデル構築に利用するための180万人の情報で、その情報には、性別、年齢、職業、勤続年数、住宅ローン以外の借入残高、郵便番号、家族構成など23項目が含まれていた。郵便番号もあるので、特定される可能性があると思う。個人の姿や情報など、みだりに公開されないというのは、憲法で保障された権利である。県として、県民の情報をどう守るのが問われている。そこで、県民の個人情報を守るため、情報の提供、加工の仕方が適切かを監査する仕組みを作るべきだが、どうか。
- 2 匿名加工の作業を外部委託することも可能である。加工前の膨大な個人情報が漏えいする危険もある。あくまで担当部局が責任をもって行うべきと考えるが、どうか。
- 3 企業に提供されたことによる不利益を県民が受けたとき、それを救済する制度を考えるべきと考えるが、どうか。
- 4 従来の個人情報保護条例は廃止になる。個人情報保護条例第4条に「県民は、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであるということに鑑み、その保護に努めるものとする」とあり、自分自身はもちろん他者の個人情報についても慎重に取り扱うものとされているが、この精神はどうなるのか。
- 5 第168号議案について、知事の給与は、同規模の団体と比較して、どのくらいの位置なのか。
- 6 期末手当を3.25月から3.3月へ0.05月引き上げるとのことだが、その根拠は何か。国の特別職に準じているのか。
- 7 第169号議案について、若年層の引上げ額は、最低賃金の引上げ額に及んでいない。また、職員団体は、最近の物価上昇に見合った賃上げを求めてきたところである。加えて、中堅以上の職員の月給も上がらない。これらについて、どう考えるか。
- 8 第171号議案について、子供の安全を守るために人の配置が大切だと考えるが、どうか。

文書課長

- 1 提案審査を行う個人情報ファイルを保有する担当課が審査をするが、担当課以外の者が情報の加工チェックを行うなどの仕組みを検討する。
- 2 加工作業は、原則として個人情報ファイルを保有する担当課が行うことになっている。ただし、職員で加工対応できない場合は、外部業者に委託することがあり得る。その際は、漏えいの防止や契約終了後の個人情報の返還などの安全管理措置について、委託業者との契約で具体的に定め、個人情報の漏えい防止を図っていく。
- 3 加工元となる個人情報ファイルを構成する個人情報の当事者に不利益にならないよう、

適正に事務を行っていくことが大前提である。行政機関等匿名加工情報の提供制度は全国一律に定められ実施しているものであるため、仮に県民に不利益が生じ救済制度の制定が必要な状況になった場合は、国へ要望も検討していきたい。

- 4 改正個人情報保護法第3条に基本理念があり、「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」と規定されている。「個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべき」とあり、個人情報について慎重な取扱いをする現行条例第4条とほぼ同じ内容であるため、条例の精神は失われていないと考える。

人事課長

- 5 今年4月時点の年収を比較すると、知事は、知事の期末手当の特例に関する条例により期末手当が支給されていないことから、本県の全国順位は44位、年収は約1,700万円であり、全国では低い状況である。なお、近隣の同規模の県については、神奈川県は全国順位1位で約2,680万円、千葉県は2位で約2,590万円である。近隣の県と比べても低い状況である。
- 6 県の特別職の期末手当の支給割合については、これまで、国の特別職や県の一般職の改定状況等を総合的に勘案し、改定してきた。国の特別職については、期末手当の支給割合を3.25月から3.3月へ0.05月分引き上げることとする改正法が11月11日に可決、成立し、同月18日に公布されている。今回、提案している条例案は、国の特別職の改定に準じた内容となっている。
- 7 人事委員会では、職員給与を民間給与と合わせるという民間準拠を基本としつつ、毎年4月分の職員給与と民間給与を比較調査している。この調査に基づいて、今年度は、給料表及び勤勉手当を引き上げるよう、人事委員会勧告がなされた。調査によると、職員の初任給が民間を下回っており、また、国においても、初任給を含め若年層に重点を置いた給与改定が行われたところである。地方公務員法に定める民間情勢への適応及び国との均衡の観点からも、調査に基づいた人事委員会勧告どおり給与を改定することが最も適当であると考えている。

学事課長

- 8 10月に私立学校助成審議会に諮問を行い、幼稚園の運営費補助金に新たな加算項目を設けた。具体的には、バスの添乗の手当や時間外勤務手当に対して補助をするものである。今回提案している装置等の支援を認めていただければ、併せて支援を行ってきたい。

柳下委員

- 1 子供の学費や親の介護で金銭的な負担が大きい中高年齢層の給料も引き上げることが検討すべきと考えるが、どうか。
- 2 個人情報の保護に関する法律は、憲法を守り、従来の個人情報保護条例が廃止されても同じように県民の権利を守っていくとのことであった。しっかりお願いしたい。(意見)
- 3 基本的に民間に委託する場合もあるとのことだが、やはり職員がその問題を研究して、自分たちで行うという決意が必要だと思う。条例成立後、しっかりと体制強化してほしいが、どうか。

人事課長

- 1 中高年齢層の給料月額が据え置かれるものの、勤勉手当の引上げにより年収は引き上がる。生計費は給与決定の上で重要な要素であるが、同時に民間企業、国、他県の職員の給与も考慮しなければならない。民間給与に現在の情勢が反映され、それを受けて人事委員会勧告に反映される仕組みとなっている。したがって、人事委員会勧告に基づいた改定とさせていただきたい。

文書課長

- 3 行政機関等匿名加工情報の提供制度自体、事例が非常に少ない。どのように行うか、ノウハウについて、今後、国の個人情報保護委員会と相談しながら研究していく。

石渡委員

- 1 送迎バスについて、地元の幼稚園に状況を聞いたら、「運転士、保育士にもよく注意喚起をしている。今まで以上に、保護者に『丁寧にお預かりする』言っている」ということであった。このような中、子供の安心・安全対策事業の補正予算を組まれたことに賛意を申し上げる。ヒューマンエラーは必ずあるということを肝に銘じて、各幼稚園に早く装置を設置していただきたいが、この補助制度の申請の受付はいつから開始するのか。
- 2 設置し終えるのは、いつ頃までと考えているか。
- 3 保護者の要望を受けて幼稚園が申請前に設置した場合、遡及して補助できるのか。

学事課長

- 1 全国一律の制度であるため、国が補助要綱を策定することとなる。要綱が策定され次第、直ちに対応したい。
- 2 幼稚園については、装置の設置が令和5年4月から義務化されるが、1年間の猶予期間が置かれる。ただし、暑くなる時期の前に設置することが重要であるので、6月くらいまでに設置するよう強く働き掛けていきたい。
- 3 装置の仕様のガイドラインが年内に出る予定である。できればガイドラインを確認いただいてから装置の検討をしていただきたいと考えている。

【知事提出議案に対する質疑（県民生活部関係）】

新井委員

指定管理者制度導入からこれまで、何者が公募に申請したのか。

スポーツ振興課長

埼玉県立武道館は、第1期が8者、第2期が3者、第3期が1者、今回の第4期が1者である。

消費生活課長

埼玉県生活科学センターは、第1期が3者、第2期が2者、今回の第3期が2者である。

新井委員

指定管理者の選定については、多くの申請者の競争により実施する方がよい。申請数が減っているが、原因は何か。

スポーツ振興課長

指定管理の場合、複数年にわたって管理を行うため、受託者にノウハウが蓄積されやすく、また、利用者のニーズを踏まえたサービスについて常に工夫していることから、ほかの事業者が参入しにくいと考える一面があると思う。特に武道館については、武道の特性から、繰り返し受託することで競技団体や利用団体のニーズにきめ細かく対応でき、質の高いサービスが実施できているため、ほかの事業者にとっては参入が難しくなるのではないかと考えている。

消費生活課長

今回募集したところ、現地説明会及び質問事項の提出には4者の参加があったので、4者からの申請が見込まれたが、実際は2者にとどまった。申請に至らなかった理由、原因は明らかではないが、現地説明会での説明、指定管理者の業務等を検討し、判断した結果と考える。生活科学センターの運営は、建物管理にとどまらず、消費者の学習支援というソフト面も求められており、そういった視点から判断されたとも考える。

新井委員

例えば、審査の基準や項目を見直すなど、申請団体を増やす方策はあるのか。

スポーツ振興課長

今回、ビルメンテナンス協会を通じて加盟事業者に周知を依頼したが、そのような取組を続けていく。また、審査項目の見直しについては、マンネリ化しないよう毎回行っている。今回は、施設利用者に対して公平性が担保されているかという視点を取り入れた。他県の大型スポーツ施設では、スポーツ運営会社が受託している事例もあるので、この点も検討していきたい。

消費生活課長

審査項目を毎回見直している。今回も新たに消費生活講座の実施を求め、新たに参入しやすい工夫をしたところである。

【知事提出議案に対する討論】

なし

【議第35号議案に対する質疑】

なし

【議第35号議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第7号関係）】

浅井委員

議請第7号について、不採択の理由を述べる。私学助成制度は、運営費補助と父母負担

軽減補助との二つの柱の兼ね合いにより成り立っている。本県の父母負担軽減補助は、全国でも最高の水準にあり、両者を合算すると国の標準額を上回っている。また、県内の授業料平均額まで補助を実施している父母負担軽減補助の充実により、私立学校の生徒数の確保につながっており、私立学校の経営の健全化や運営の一助となっていると考える。厳しい財政状況に鑑みると、限られた財源を有効活用するため、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に大幅に拡充することを求める本請願には賛成できない。

辻委員

議請第7号について、不採択の立場から意見を申し上げる。本県の私学助成制度については、一人当たりの運営費補助は、全国最下位クラスであると思うが、父母負担軽減補助は上位に位置している。埼玉県では、私学に通う生徒のいる家庭の教育費負担軽減に重きを置いてきた。これまで、段階的に補助の適用範囲の拡大など県独自で対応してきたと思っている。教育予算を拡充し、より充実した制度にしていく方向性については、もちろん賛同するが、現況を踏まえると、そのことよりも、現制度において適用外となっている県外の私学に通う家庭の補助などほかにも考慮すべきことがあるということ、現制度においても家計急変世帯への補助もあること、そして運営費補助よりも家庭への負担軽減策をより重視すべきと考えている。なお、今回の請願項目の4にある通信制高校の運営費補助を全日制並みに引き上げることについては、通信制高校の教育の形態も変わってきており、従来のスクーリングに加えてオンラインなど多様な形態になっていることを鑑みて検討すべき課題であるということを示す。請願全体については、総合的に判断し不採択とすべきと考える。

岡村委員

議請第7号について、不採択の立場から意見を申し上げる。本県では、お金の心配なく学ぶことができるよう、父母負担軽減事業補助金や奨学のための給付金など、適宜見直しを行い、私学助成をこれまで行ってきた。また、新型コロナウイルス等により家計に急変のあった家庭には、県内私立高等学校に通う生徒のほか、県内私立小中学校に通う児童生徒も対象に補助を行い、教育予算の増額に関する国への要望も、毎年、県として行っている。県財政は非常に厳しい状況であるが、こうした状況の中でも、県立高校と私学との間で、特に格差が生じている分野については積極的に助成をしていくべきであると考えていることも理解する。しかしながら、本請願の全ての項目を実現するのは、やはり財政的にも困難な点が多く、請願者の思いも理解するが、財政状況を鑑みて、本請願については、不採択とすべきと考えている。

柳下委員

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちにゆきとどいた教育を求める私学助成についての請願の採択を求め、意見を述べる。請願事項の主な内容は、教育予算の増額、授業料補助額を年収720万円未満の世帯に対して国基準に引き上げること、私立中学校を含む運営費助成について生徒一人当たりの単価を国の増額分に合わせて引き上げること、通信制私立学校における運営費助成の生徒一人当たりの単価を全日制高校並みに引き上げることの4点である。単価を全日制高校並みに引き上げるという点では、請願理由にもあるように、全国の公立高校の授業料が無償化されることに伴い、全国の私立高校に子供を通わせる世帯への直接助成は一定の充実が図られ、本県の場合も、改善が重ねられてきてい

る。2020年度は、年収720万円未満の全ての世帯においても、実質の授業料無償化が実現し、2022年度からは387,000円に、県の授業料補助額が増額された。このような度重なる前進について、多くの私学関係者は大変喜ばしい成果として受け止めているが、県内の高校生の三人に一人が私立に通う生徒であることを考えると、運営費補助が充実しない限り、私学の経営は授業料に依存することになる。それは、生徒数の奪い合いのような形で経営がなされることにつながり、やがて公私間においても、生徒募集の面で競争が生じかねない。未来を担う子供たちのために、教育予算を大幅に増額し、私立に通う生徒、保護者の学費負担を軽くし、埼玉の私学教育のよさを、一層発展させる教育条件の維持向上を図るために、私立高校生への就学支援金と、私学学校運営費助成の大幅な拡充が必要である。通信制私立高校の運営費助成は、全日制高校と比べるとかなり低い水準に抑えられている実態を改善すべきである。以上の理由から、請願の採択を求める。